

平和堂健康保険組合の保険料率

令和6年3月～	健康保険料率	介護保険料率
被保険者負担率	52.5/1000	8.5/1000
事業主負担率	53.5/1000	8.5/1000
合計	106/1000 (調整保険料率を含む)	17/1000 (40～64歳の被保険者は負担)※

・産前産後休業中および育児休業中の保険料率については、事業主の申し出により被保険者負担分・事業主負担分ともに免除されます。

・任意継続被保険者は、令和6年4月から適用となり、事業主負担分がありませんので合計が負担率となります。

※被保険者が40～64歳の被扶養者がいる場合には負担となります。